

「テールゲートリフターの操作の業務」の特別教育のご案内

札幌労働基準協会

令和6年2月から施行された改正労働安全衛生法第59条第3項（労働安全衛生規則第36条第5号の4）では、事業主が、テールゲートリフターの操作の業務（当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。）に労働者を就かせるときは、その業務に関する安全及び衛生の特別教育を行うことが義務付けられています。

この度当協会では、当該特別教育を社内で実施する担当者及び作業者に対する特別教育規程に基づく教育のうち学科について事業者の委託を受けて実施することといたしました。

この機会に多数受講されますようご案内いたします。

- 1 日 時 令和6年6月21日（金） 12時50分～17時10分頃
(受付開始は12時20分から)
- 2 場 所 北海道トラック総合研修センター
札幌市中央区南9条西1丁目 (駐車場はありません)
- 3 受講料

一般	9,900円	テキスト代	990円	合計	10,890円
当協会会員	7,700円	テキスト代	990円	合計	8,690円
- 4 修了証 教育終了時に特別教育修了証を交付いたします。
- 5 申込方法
 - (1) 裏面の「委託申込書」に必要事項を記入のうえ、申込先へ郵送またはFAX願います
【申込先（問い合わせ先）】
札幌労働基準協会 電話 011-757-0340、Fax 011-757-1803
〒060-0807 札幌市北区北七条西2丁目 37 山京ビル2階201号
 - (2) 受講票が送付されましたら、受講料及びテキスト代を下記口座に振込み願います。

北洋銀行北七条支店 普通預金口座 930447 (札幌労働基準協会)

(送金手数料は、貴社のご負担でお願いします。)
 - (3) 定員（40名）に達し次第締め切ります。（定員は変更となることがあります。）
- 6 留意事項
 - (1) 受講当日欠席の場合、受講料は返金いたしませんので、ご了承ください。
 - (2) 受講の際は、受講票及び筆記用具を必ず持参願います。
 - (3) 会場には駐車場と食堂はありませんのでご留意願います。
 - (4) 受講者数が10名に達しない場合、講習を中止することがありますので予めご了承ください。

裏面もご覧願います

安全衛生特別教育規程第7条の4（抄）

科 目	範 囲	時 間
テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取り扱い方法、 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
テールゲートリフターの操作による作業に関する知識	荷の種類及び取り扱い方法 台車の種類、構造及び取り扱い方法 保護具の着用、災害防止	2 時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則中の関係条項	0.5 時間

.....このまま Fax してください.....

テールゲートリフターの操作に関する業務特別教育実施委託申込書

※	氏 名	生年月日	住 所
		S H . .	〒 —
		S H . .	〒 —
勤務先名称	(電話 —)		

前記の者に対し、労働安全衛生法第 59 条第 3 項による「テールゲートリフターの操作に関する業務」について、特別教育の実施を委託いたします。

会員・非会 員の別	どちらかに○ 印を付けて下 さい
--------------	------------------------

令和 年 月 日

□□□-□□□□

事業場所在地・名称

事業主氏名

㊟

札幌労働基準協会長 殿

(fax 0 1 1 - 7 5 7 - 1 8 0 3)